

青森県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

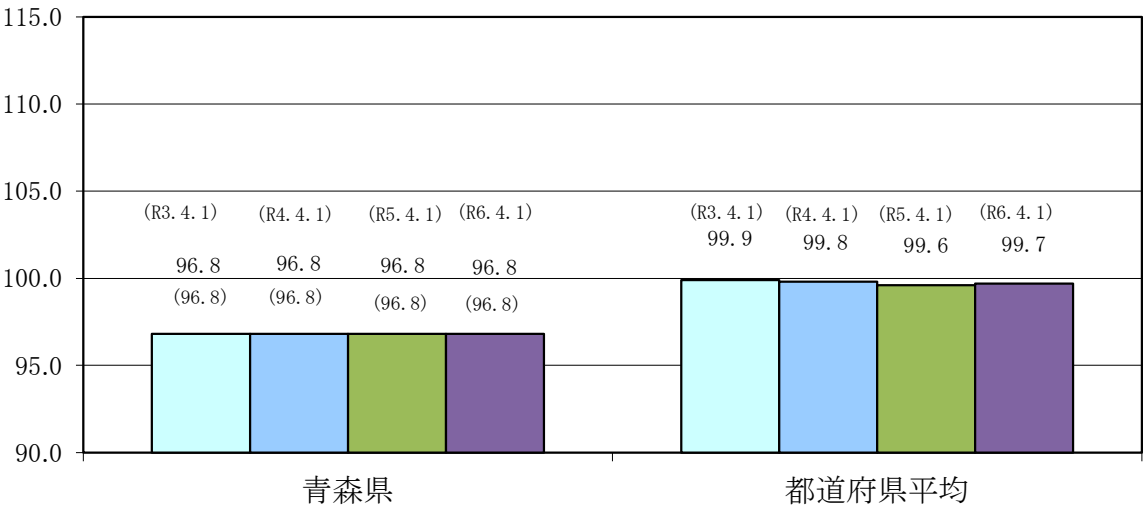
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 1,205,578	千円 681,161,044	千円 5,899,444	千円 151,739,200	% 22.3	% 20.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 17,141	千円 74,102,768	千円 13,143,826	千円 28,408,650	千円 115,655,244	千円 6,747	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧 告 (改定率)		
令和 6年度	円 356,601	円 345,382	11,219 (3.25%)	% 3.22	% 3.22	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧 告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.54	月 4.40	月 0.14	月 0.15	月 4.55	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[平成27年4月1日]

一般行政職の給料表については、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%の引下げ。
(激変緩和のため、平成31年3月31日までの間、経過措置（現給保障）を実施。)
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当の見直しについては、国と同様に平成27年4月1日より段階的に実施。

③その他の見直し内容

平成27年4月1日より、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について国の見直しを踏まえて見直しを実施。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間 1			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青森県	53.5 歳	224 人	300,700 円	335,767 円	317,194 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	54.9 歳	72 人	302,400 円	333,872 円	320,465 円	用務員	49.9 歳	275,545 円	1.21
うち自動車運転手	54.4 歳	66 人	304,300 円	338,823 円	320,784 円	自家用乗用自動車運転手	52.0 歳	381,516 円	0.89
うち守衛	52.0 歳	2 人	276,900 円	317,300 円	303,617 円	守衛	44.1 歳	377,150 円	0.84
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—

※「民間1」は、令和6年人事院民間給与実態調査（調査対象：企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業者）の「きまって支給する給与」の額を使用している。（青森県人事委員会の民間給与実態調査のデータは、対象人員がない又は極めて少ないため、人事院の調査データを使用している。）

区 分	民 間 2			参考	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(D)	民間2(E)	D/E
青森県	－	－ 歳	－ 円	－	－ 円	－ 円	－
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.36	5,354,764 円	3,297,300 円	1.62
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	58.8 歳	204,500 円	1.66	5,367,076 円	2,627,000 円	2.04
うち守衛	警備員	49.2 歳	223,900 円	1.42	5,381,000 円	2,958,500 円	1.82

※「民間2」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(D)」及び「民間2(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	47.1 歳	376,100 円	420,825 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	47.3 歳	375,200 円	414,160 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青森県	38.8 歳	312,000 円	424,006 円	343,085 円
国	41.8 歳	328,209 円	-	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒 202,400 円	196,200 円
	高 校 卒 170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒 169,000 円	-
	中 学 卒 155,300 円	-
高等学校教育職	大 学 卒 226,100 円	-
	高 校 卒 -	-
小・中学校教育職	大 学 卒 226,100 円	-
	高 校 卒 -	-
警 察 職	大 学 卒 228,000 円	227,600 円
	高 校 卒 198,600 円	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

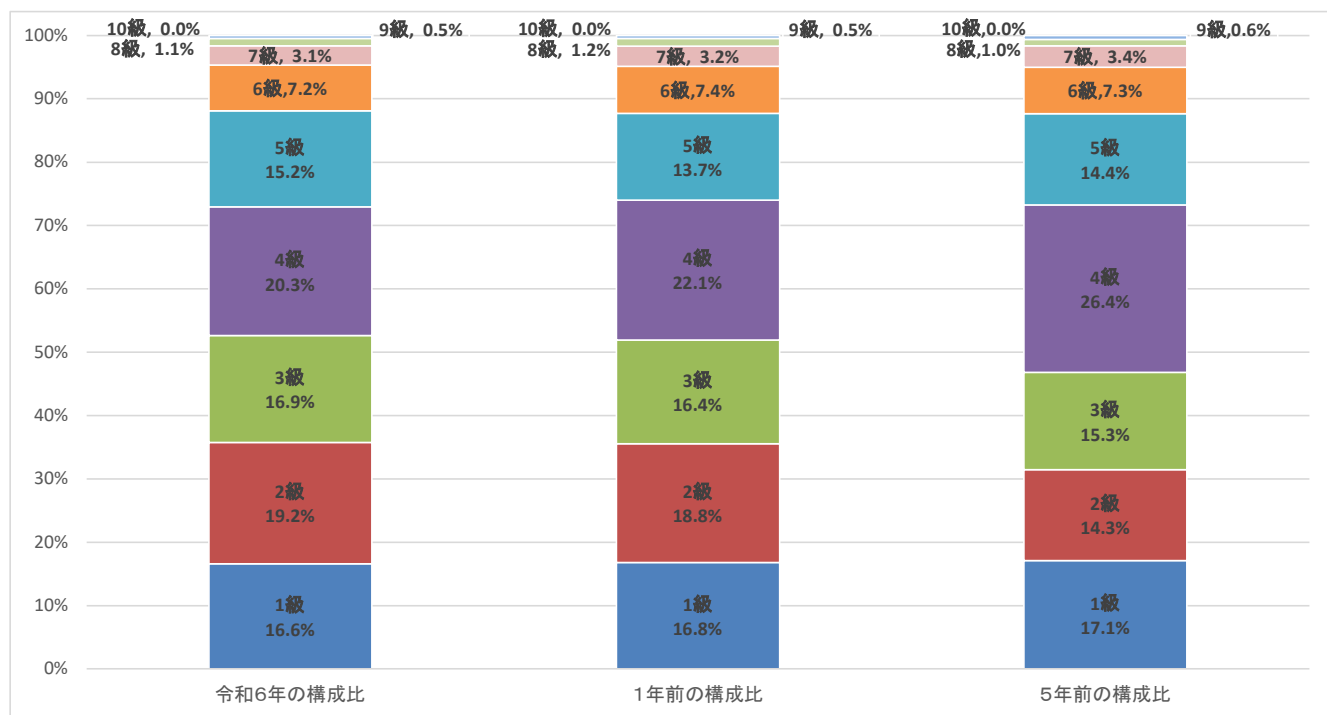
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 263,528 円	344,854 円	376,598 円	392,800 円
	高 校 卒 225,817 円	298,517 円	342,572 円	369,738 円
技能労務職	高 校 卒 218,500 円	- 円	302,175 円	312,600 円
	中 学 卒 - 円	- 円	- 円	303,900 円
高等学校教育職	大 学 卒 297,736 円	369,617 円	397,793 円	416,436 円
	高 校 卒 - 円	290,900 円	- 円	382,900 円
小・中学校教育職	大 学 卒 296,727 円	364,343 円	389,799 円	407,417 円
	高 校 卒 - 円	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒 279,142 円	358,145 円	391,612 円	402,807 円
	高 校 卒 263,538 円	320,925 円	360,900 円	391,783 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

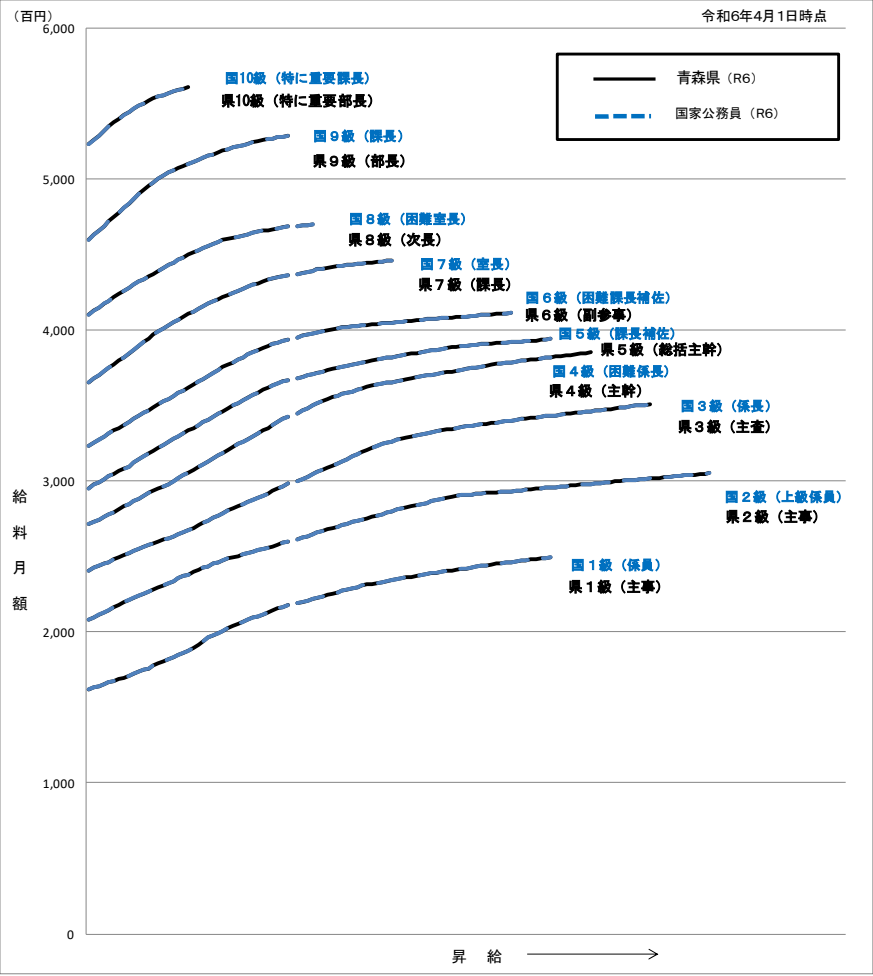
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 697	% 16.6	円 162,100	円 249,400
2 級	主事、技師	人 805	% 19.2	円 208,000	円 305,200
3 級	主査、係長	人 709	% 16.9	円 240,900	円 351,000
4 級	主幹	人 855	% 20.3	円 271,600	円 385,200
5 級	総括主幹	人 638	% 15.2	円 295,400	円 394,000
6 級	副参事	人 303	% 7.2	円 323,100	円 411,300
7 級	課長	人 129	% 3.1	円 365,500	円 446,200
8 級	次長	人 45	% 1.1	円 410,300	円 470,000
9 級	部長	人 22	% 0.5	円 459,900	円 528,900
10 級		人 0	% 0.0	円 523,100	円 560,900

- (注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（青森県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青 森 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,657 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ～ 20％ ・ 管理職加算 10 ～ 25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ～ 20％ ・ 管理職加算 10 ～ 25％

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（青森県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

青 森 県				国			
・基本額				・基本額			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
・調整額				・調整額			
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円）				職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円）			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～ 20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3 ～ 45%加算)			
(退職時特別昇給 制度なし)							
1人当たり平均支給額	自己都合	3,272 千円					
	勸奨・定年	19,876 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			45,158 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			765,390 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都特別区	20 %	27 人	20 %
大阪市	16 %	9 人	16 %
医師	16 %	12 人	16 %
名古屋市	15 %	6 人	15 %
福岡市	10 %	3 人	10 %
仙台市	6 %	2 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
平均支給割合	16 %	—	17 %

(注) 「国の制度 (支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			1,106,421 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			145,371 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			44.9 %	
手当の種類 (手当数)			19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	税務課又は地域県民局の県税部に勤務する職員	出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調査、検査、徴収、滞納処分又は犯則事件の調査若しくは処分に関する業務	803 千円	日額 600円
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における、感染症患者等の救護又は感染症の病原体の付着等の物件の処理作業 (2)家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合における、家畜伝染病の病菌を有する家畜等に対する防疫作業	40 千円	日額 300円 (支給対象作業の(2)の作業のうち、家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却、汚染物品の焼却、埋却若しくは消毒又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合は、日額600円)

福祉業務手当	(1)福祉事務所において現業を行う所員及び指導監督を行う所員 (2)児童相談所に勤務する次の職員 ①児童福祉司 ②児童指導員及び保育士 ③判定業務に従事する者であつて、児童福祉法第12条の3第2項第1号、第2号又は第5号に該当する者若しくは2年以上判定業務に従事した経験有する者 ④次長及び課長 ⑤ ①～④以外の職員 (3)女性相談支援センターにおいて困難女性支援又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による事務を行う職員 (4)あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターに勤務する児童指導員、保育士及び看護助手 (5)子ども自立センターみらいに勤務する児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員 (6)右の(11)の業務に従事する職員	(1)生活保護法の規定により要保護者、被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談、調査の業務又は児童福祉法の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談、調査の業務 (2)要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務 (3)児童の一時保護に関する業務 (4)児童の心理判定に関する業務 (5)援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務 (6)要保護児童等と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務(愛護手帳の交付に係る業務、障害児施設給付費制度に係る業務等を除く。) (7)困難女性支援法に基づく一時保護に係る困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法に基づく一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談所以外の場所において行う指導、援助等の業務 (8)入所者の生活指導等の業務 (9)看護補助業務 (10)児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務 (11)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第1項の規定により精神障害者を移送する業務	27,090 千円	(1)左記、(8)及び(9)の業務に従事することを常例とする職員 月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円) (2)左記(2)～(4)、(10)の業務に従事することを常例とする職員 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円) (3)上記(1)及び(2)以外の職員のうち、左記(1)～(6)、(8)(9)(11)の業務に従事した職員 日額 600円 (4)上記(1)及び(2)以外の職員のうち左記(7)の業務に従事した職員 日額 300円
職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障がい者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)	職業訓練	9,280 千円	月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円)
診療手当	地域県民局の地域健康福祉部、衛生研究所、精神保健福祉センター、あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターにおいて医師又は歯科医師として従事する職員	医療	7,230 千円	支給額＝基準額＋加算額 基準額 32,000～80,000円 加算額 あすなろ療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額
危険作業手当	経済産業政策課、消防保安課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員		93 千円	日額 300円

衛生検査手当	(1) 食肉衛生検査所に勤務する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。) (2) 地域県民局、衛生研究所又は原子力センターに勤務する職員(上北地域県民局の地域農林水産部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)	(1) 左記の(1)又は(2)の職員が従事する、寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業 (2) 左記(2)の職員が従事する、健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業	2,529 千円	支給対象作業に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額300円) 支給対象作業に従事することを常例としない職員 日額 300円
夜間看護手当	あすなろ療育福祉センター又はさわらび療育福祉センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務	5,962 千円	勤務1回につき 3,600円
放射線取扱手当	地域県民局、保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師	月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合	0 千円	支給要件に該当することとなった月1月につき 6,300円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務	9,968 千円	(1) 左記の業務に従事することを常例とする職員 支給額 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円) (2) 左記の業務に従事することを常例としない職員 日額 900円 (月額の衛生検査手当の支給を受ける職員については600円)
狂犬病予防等作業手当	(1)狂犬病予防員等である職員 (2)動物愛護センターに勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業 (2)左記(2)の職員が従事する、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業	73 千円	日額 300円
病虫害防除手当	病虫害防除所に勤務する職員	植物防疫法第32条第4項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査	160 千円	日額 300円
家畜診療手当	地域県民局の地域農林水産部家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員	家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務	4,835 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円)

用地買収交渉手当	農村整備課、監理課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は学校施設課に勤務する職員	用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務	240 千円	日額 300円
犯則取締等手当	(1)医療業務課に勤務する職員 (2)水産振興課に勤務する職員 (3)病虫害防除所に勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務で、司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)又は被疑者の逮捕 (2)左記(2)の職員が従事する、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務 (3)左記(3)の職員が従事する、農薬取締法第29条の規定による立入検査の業務で、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務	304 千円	日額 600円
公害等調査手当	(1)環境保全課、原子力安全対策課に勤務する職員 (2)地域県民局の環境管理部又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の職員 (3)環境政策課に勤務する職員	(1)左記(1)及び(2)の職員が、出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務 (2)左記(2)のうち、地域県民局の環境管理部の職員が検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務 (3)環境政策課、環境保全課又は地域県民局の環境管理部の職員が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務	438 千円	日額 300円
実習指導手当	(1)消防学校に勤務する職員 (2)宮農大学校に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員	(1)左記(1)の職員が、地上10メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務 (2)左記(2)の職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務で、次に掲げる業務以外の業務 ①講義室又は実験室で行う業務 ②正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務 ③監督業務又は引率業務	383 千円	(1) (1)の業務に従事する職員 日額 300円 (2) (2)の業務に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については日額300円) (3) (2)の業務に従事することを常例としない職員 日額 300円
実習指導補助手当	宮農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)	実習指導手当の支給対象業務の補助業務	168 千円	日額 300円

災害応急作業等手当	(1)地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は空港管理事務所に勤務する職員 (2)消防保安課に勤務する職員 (3)右記(3)(4)の業務に従事する職員	(1)左記(1)の職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川等において行う、巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 (2)左記(2)の職員が、火災類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火災類取締法第43条第1項又は高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務 (3)回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 ①災害対策業務 ②傷病者の緊急搬送 ③①及び②に掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務 (4)原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための次に掲げる作業 ①特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(①に掲げる作業を除く。)	2,685 千円	(1)の作業 ①巡回監視 日額 300円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、600円) ②応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 日額 600円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、900円) (2)の作業 日額 300円 (3)の作業 搭乗時間1時間につき1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき2,470円) (4)の作業 4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額
-----------	---	--	----------	--

学校職員の特殊勤務手当					
	職員の特Ⓕ殊勤務手 当に関する条例 (昭和26年 7 月17 日 青森県条例第39 号) 第18条第 1 項 に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
	第 1 号 (教員特殊 業務手当)	学校職員のうち、教頭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭、講師(常時勤務の 者及び再任用短時間勤務職員 に限る。)、寄宿舎指導員又は 実習助手で、その属する職務 の級が教育職給料表(一)及び (二)の1級又は2級であるもの	(1)次に掲げる学校管理下にお いて行う業務 ①非常災害時における児童若 しくは生徒の保護又は緊急の防 災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病 等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する緊 急の補導業務 (2)修学旅行、林間学校、臨海 学校等(学校が計画して実施す るものに限る。))において児童又 は生徒を引率して行う指導業務 で宿泊を伴うもの (3)対外運動競技等において児 童又は生徒を引率して行う指導 業務で宿泊を伴うもの又は週休 日若しくは祝日法による休日等 及び年末年始の休日等に行うも の (4)学校の管理下において行わ れる部活動(正規の教育課程と してのクラブ活動に準ずる活動 をいう。))における児童又は生徒 に対する指導業務で、週休日、 休日等又は休日等に当たる日 以外の正規の勤務時間が4時 間又は3時間45分である日に行 うもの	432,641 千円	(1)①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 7,500円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円 (4)日額 1,800円～2,700円
	第 2 号 (多学年学 級担当手当)	小学校又は中学校の2以上の 学年の児童又は生徒で編制さ れている学級を担当する教諭、 助教諭及び講師	当該学級における授業又は指 導 (1)3の学年の児童又は生徒で 編制されている学級における授 業又は指導 (2)2の学年の児童又は生徒で 編制されている学級における授 業又は指導	5,814 千円	(1)日額 350円 (2)日額 290円

第3号（教育業務 連絡指導手当）	教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言にあたる次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭 【小学校】教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任 【中学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任 【高等学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任(五所川原農林高等学校及び三本木農業恵拓高等学校に置かれるものに限る。) 【特別支援学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、中学部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任	当該担当に係る業務	92,651 千円	日額 200円
第4号（特別支援 教育手当）	学校職員のうち次に掲げる職員 (1)特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 (2)小学校、中学校又は高等学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの	障がいのある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導	319,919 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円)
第5号（漁業実習 指導手当）	八戸水産高等学校の実習船の乗組職員	次に掲げる漁業実習指導 (1)遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合 (2)沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の職務に従事する場合	3,132 千円	(1)遠洋漁業実習 ①航海中 日額 600円 ②操業中 日額 1,200円～5,280円 (2)沿岸漁業実習 操業中 日額 300円

警察職員の特殊勤務手当					
	職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和26年7月17日青森県条例第39号)第19条第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
	第1号(刑事警備作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	刑事警備作業	56,144 千円	日額 560円 (少年補導職員 日額340円)
	第2号(警衛警護手当)	警察本部長が指定する警察官	側近警衛又は身辺警護の作業	240 千円	(1)天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 日額 1,150円 (2) (1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛 日額 640円 (3)警護要則第2条に規定する警護対象者の警護 日額 1,150円
	第3号(犯罪鑑識作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	犯罪鑑識作業	5,123 千円	日額 560円 (専ら内勤作業に従事した場合は280円)
	第4号(交通捜査取締等手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	交通捜査取締等	17,845 千円	(1)交通事件、違反等の捜査作業 日額 560円 (2)高速道路上における交通人身事故等の捜査作業 日額 840円(日没時から日出時までの間に従事する場合は1,260円) (3)一般道路上における交通人身事故等の捜査作業 日額 560円(日没時から日出時までの間に従事する場合は840円) (4)交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業 日額 560円 (5)交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業 日額 420円 (6)高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業 日額 460円 (7)一般道路上における交通整理、交通取締り等の作業 日額 310円
	第5号(警ら作業手当)	警察官	警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業	36,498 千円	(1)交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業 日額 420円 (2)犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業 日額 340円

第6号（看守護送手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	被疑者及び被告人等の看守又は護送作業	6,435 千円	日額 280円
第7号（死体取扱手当）	警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)	死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業	47,710 千円	(1) 死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業 死体一体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事したときは3,200円) (2) 死体解剖補助作業 死体一体につき 3,200円
第8号（夜間特殊業務手当）	交代制勤務を行う警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務	44,880 千円	勤務1回につき 730円 (深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円)
第9号（爆発物等処理作業手当）	(1)警察本部の爆発物処理班員 (2)爆発物処理班員以外の警察職員 (3)右記(2)の作業に従事する警察職員 (4)警察本部の生活保安課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員	(1)左記(1)の職員が行う次に掲げる作業、又は左記(2)の職員が周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合に行う爆発物処理作業 ①容疑物件(爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。)の種類等の識別及び認定の作業 ②危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業 ③容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業 ④容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業 ⑤容疑物件の解体作業 ⑥容疑物件の爆破のための特に危険な作業 ⑦①～⑥までの作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業 (2) ①特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)の処理作業で次に掲げるもの (ア)特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業 (イ)容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(①に掲げる処理作業を除く。) (3)左記(4)の職員が火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合に災害の現場で行う、火薬類取締法第43条第2項又は高圧ガス保安法第62条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務	10 千円	(1) (1)に掲げる作業 作業1回につき 5,200円(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。) (2) (2)①に掲げる作業 日額 2,600円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は4,600円) (3) (2)②に掲げる作業 日額 250円 (4) (3)に掲げる作業 日額 300円

第10号（潜水作業手当）	警察職員	人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して行う潜水作業	1千円	20mまで 1時間 310円 30mまで " 780円 30mを超えるとき " 1,500円
第11号（緊急作業手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき (1) 刑事警備作業 (2) 警衛警護作業 (3) 犯罪鑑識作業 (4) 交通捜査取締等作業 (5) 看守護送作業 (6) 爆発物等処理作業	1,474千円	作業1回につき 1,240円
第12号（航空手当）	次に掲げる警察職員 ①航空法第24条に規定する事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員 ②航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員 ③右記(2)の作業に従事する警察職員	(1)左記①②の職員が行う回転翼航空機の操縦又は整備 (2)回転翼航空機に搭乗して従事する次に掲げる作業 ① 回転翼航空機の操縦業務 ② 回転翼航空機の整備業務 ③ 捜索救難、犯罪の捜査、鎮圧、警備、交通の取締りに関する業務 ④ その他人事委員会が認める業務	6,079千円	(1)の業務 ①の職員 月額 30,000円 ②の職員 月額 10,000円 (2)の業務 ①の作業 搭乗時間1時間につき 5,100円 (日没時から日の出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は6,630円) ②の作業 搭乗時間1時間につき 2,200円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は2,860円) ③④の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は2,470円)

第13号（災害応急警備等手当）	警察職員	(1)豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えると人事委員会の認める作業 (2)山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助 (3)原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための次に掲げる作業 ①特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(①に掲げる作業を除く。)	403 千円	(1)の作業 (警戒区域外) 日額 840円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に対処する場合は1,080円) (警戒区域内) 日額 1,680円 (2)の作業 日額 560円 (3)の作業 4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額
第14号（核物質輸送警備手当）	警察官	核物質の防護に関する条約附属書Ⅰの2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業	0 千円	日額 640円
第15号（銃器犯罪捜査手当）	警察職員	(1)銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務 (2)(1)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (3)銃器を所持する犯人の逮捕の業務 (4)(3)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (5)銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務 (6)暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	0 千円	(1) 日額 1,640円 (2) " 1,100円 (3) " 1,100円 (4) " 820円 (5) " 820円 (6) " 820円
第16号（海上警備手当）	警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1)違法事犯の警戒・取締活動業務 (2)違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3)犯罪の捜査活動業務 (4)人事委員会が認める業務	308 千円	日額 500円
第17号（用地買収交渉等手当）	警察本部施設整備課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員	用地買収による交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	0 千円	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,659,167 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	372 千円
支給実績（令和4年度決算）	2,991,957 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	420 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務
手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同		1,560,732 千円	236,941 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	自家用車など利用の場合の最高額(国は、31,600円)、 電車などの公共交通機関利用の場合の最高額(国は、55,000円)	1,532,997 千円	113,295 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	異なる	最高額 (国は28,000円)	1,435,610 千円	312,497 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高 100,000円	同		176,366 千円	439,815 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		1,036,968 千円	65,469 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合(県内2～12%)	同		9,644 千円	93,631 円
へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員に対して支給されます。 支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合(県内2～12%)			100,396 千円	236,226 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時～午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同		102,563 千円	149,946 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		330,351 千円	305,598 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。 1日勤務の場合 一般 4,400円 特殊 5,300～21,000円	同		553,131 千円	357,089 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 支給額＝31,700～139,300円	同		1,148,155 千円	734,114 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同		8,320 千円	49,820 円
初任給調整手当	医師、獣医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 415,600円	異なる	獣医師が支給対象となっている。	40,812 千円	995,415 円

農林漁業普及指導 手当	農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。 12,600円			19,381 千円	133,662 円
義務教育等教員特別 手当	義務教育諸学校及び高等学校等の教育職員に支給されます。 最高 8,000円			652,492 千円	70,463 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 12,600円			50,242 千円	173,848 円
定時制通信教育手 当	県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の課程を置くものの教員に支給されます。 12,600円			25,792 千円	206,336 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給されます。 1日につき最高 6,620円			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,260,000 円		
	副 知 事	970,000 円		
報酬	議 長	910,000 円		
	副 議 長	810,000 円		
	議 員	780,000 円		
期末手当	知 事	(令和5年度支給割合)		
	副 知 事	3.30 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.30 月分		
退職手当	知 事	(算定方式) 1,260,000円×在職月数×0.55	(1期の手当額) 33,264,000 円	(支給時期) (任期通算・任期単位選択)
	副 知 事	970,000円×在職月数×0.4	18,624,000 円	(任期通算・任期単位選択)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。